

令和 7 年度 工芸品販売促進支援補助金 (募集要項)

【募集期間】

第一次期限

令和 7 年 4 月 9 日(水)～4 月 22 日(火)

(1)販売促進強化・販路拡大支援事業、(3)観光消費促進事業に該当する事業のうち

5 月～7 月に実施予定があるものを対象とします。

※書類提出の締切日時は 4 月 22 日(火) 15:00 までとなります

(持参又はレターパック等による郵送・厳守)

第二次期限

令和 7 年 4 月 23 日(水)～5 月 23 日(金)

※書類提出の締切日時は 5 月 23 日(金) 15:00 までとなります

(持参又はレターパック等による郵送・厳守)

問合せ先・申請先

株式会社 C S D コンサルタンツ

〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客 4 丁目 13 番 1 号

浦添市産業振興センター結の街 5 0 3 号室

T E L : 0 9 8 - 8 7 8 - 7 0 2 0

E - m a i l : shimakougei@csd-c.co.jp

担当：近澤（ちかざわ）、島袋（しまぶくろ）、木場（こば）

受付時間：平日 9：00～17：00（12：00 から 13：00 は除く）

沖縄県 商工労働部ものづくり振興課

※本事業は、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄県の補助事業であり、株式会社 C S D コンサルタンツが運営委託を受けております。

令和7年度 工芸品販売促進支援補助金 募集要項

1 補助事業名

工芸品販売促進支援補助金

2 目的

本県の地理的・歴史的経緯から育まれてきた地域の魅力的な文化資源等を活用し、魅力的なものづくり及び販路拡大を促進することにより、県内工芸産業の活性化を図ることを目的とするものです。

特に、工芸品の売上を飛躍的に拡大させ、多くの工芸事業者の収入増につなげるため、多くの顧客を有する、販路開拓の営業体制を有する、顧客ニーズに応じた商品開発・販売体制を有する等、専門性を活かして効率的に工芸品売上を拡大できる事業に対し、優先的に支援を行います。

※当補助金における工芸品とは、国指定伝統的工芸品または県指定伝統工芸製品（喜如嘉の芭蕉布、知花花織、読谷山花織、読谷山ミンサー、琉球びんがた、首里織、琉球絣、南風原花織、久米島紬、宮古上布、八重山上布、八重山ミンサー、与那国織、三線、壺屋焼、琉球漆器、琉球ガラス等）。あるいは、沖縄の伝統的技法、デザイン、地域の自然素材原材料のいずれかを活用し熟練技術を駆使して手仕事により製作されたものをいう。

3 補助事業内容

(1) 販売促進強化・販路拡大支援事業

主として、県外・国外における工芸フェアなど、工芸品の販売強化、新規販路開拓等を行うもの。工芸フェア・展示販売イベント開催、商談会参加、新しいチャネルでのテストマーケティング等。

(2) 商品プロデュース支援事業

県内工芸事業者とプロデューサーが協働して商品製造・改良を行うもの。商品開発、テストマーケティング、販売促進等。補助事業終了後の販路が決まっている・見込まれていること、補助事業終了後5年以内の会計検査時に販売が継続されていること（途中の商品改善は可能）、が必要。

(3) 観光消費促進事業

・工芸イベント主催者が県内において工芸品展示販売イベントを開催し、観光客等の集客を強化し、工芸品売上増を図るもの。

4 補助対象者

(1) 販売促進強化・販路拡大支援事業

- ・県内工芸事業者5人以上、工芸品3ジャンル以上を県外・国外において販売する流通事業者
- ・県内工芸事業者5人以上、工芸品3ジャンル以上が合同で、県外・国外において販売する県内工芸事業者グループの代表者

(2) 商品プロデュース支援事業

- ・補助事業終了後の販路を有しているプロデューサー（バイヤー、デザイナー等含む）

と県内工芸事業者とが協働で工芸品の企画製造・改良を行う場合における、当該プロデューサーまたは県内工芸事業者のいずれか代表者

(3) 観光消費促進事業

- ・工芸品 5 ジャンル以上の県内工芸事業者 10 者以上、または 2 ジャンル以上の県内工芸事業者 20 者以上が参加する、県内において工芸品展示販売イベントを開催しようとする工芸イベント主催者

5 補助対象期間

交付決定日～令和 8 年 2 月 28 日まで

6 補助率

補助 1 件あたりの補助率は総事業費の 2 / 3 以内

7 上限額

(1) 販売促進強化・販路拡大支援事業 200 万円

(2) 商品プロデュース支援事業 100 万円

(3) 観光消費促進事業 100 万円

※消費税および地方消費税は除きます。

※予算内で複数のプロジェクトの実施も可能です。

8 交付予定件数

合計 10 件程度

(1) 販売促進強化・販路拡大支援事業 5 件程度

(2) 商品プロデュース支援事業 3 件程度

(3) 観光消費促進事業 2 件程度

※予算の範囲内で選定を行います。

※審査の結果、選定案件の申請総額が予算額を超える場合は、売上規模・販路規模等に応じて補助額を配分することがあります。

9 補助対象経費

(1) 販売促進強化・販路拡大支援事業

経費	内容	備考
旅費	実施会場との企画調整、開催時の運営対応、工芸品説明員等に出張する経費	
工芸品説明員人件費	会場において、来場者・消費者・バイヤー等に対して工芸品の魅力を説明する説明員人件費（事業実施者、工芸事業者、人材派遣会社等）	補助上限は 1 日 10,000 円（事業費は 15,000 円） 準備・搬出入等は対象外
専門家謝金	工芸品の理解促進・販売促進等、外部専門家活用にかかる謝金	
出展料	商談会等の出展料	販売面積は対象外
広報費	ニュースリリース、商業施設の広報媒体、SNS 広告費、DM 名簿購入等	

	(広報素材の写真撮影・デザイン料含む)	
装 飾 費 設 営 費	ブース・会場のデザイン・設営費 装飾品・展示サンプル品購入費 等	物品購入は 1 件あたり 30,000 円未満(税込)に限 る
通 信 運 搬 費	DM 送付、販促物送付等	販売商品輸送費は対象外
調 査 費	市場調査、アンケート調査の調査委託等	
印 刷 製 本 費	ポスター・チラシ・DM 印刷 商品説明リーフレット制作等(写真撮影・デザ イン料含む)	
消 耗 品 費	文具、関連書籍購入等	1 件あたり 30,000 円未満 (税込)に限る

(2) 商品プロデュース支援事業

経費	内容	備考
旅費	プロデューサーまたは工芸事業者の企画・調 整・テストマーケティング等現場対応等に出張 する経費	
工 芸 品 説 明 員 人 件 費	テストマーケティング等の会場において、来場 者・消費者・バイヤー等に対して工芸品の魅力 を説明する説明員人件費(プロデューサー、工 芸事業者、人材派遣会社等)	補助上限は 1 日 10,000 円 (事業費は 15,000 円) 準備・搬出入等は対象外
専 門 家 謝 金	デザイン専門家、マーケティング専門家等、外 部専門家活用にかかる謝金	
出展料	テストマーケティングポップアップ等の出展 料	販売面積は対象外
広報費	ニュースリリース、テストマーケティング会場 の広報媒体、SNS 広告費等 (広報素材の写真撮影・デザイン料含む)	
装 飾 費 設 営 費	テスト販売ブース・会場のデザイン・設営費 装飾品・展示サンプル品購入費 等	物品購入は 1 件あたり 30,000 円未満(税込)に限 る
通 信 運 搬 費	DM 送付、販促物送付等	販売商品輸送費は対象外
調 査 費	市場調査、アンケート調査の調査委託等	
印 刷 製 本 費	ポスター・チラシ・DM 印刷 商品説明リーフレット制作等(写真撮影・デザ イン料含む)	
消 耗 品 費	文具、関連書籍購入等	1 件あたり 30,000 円未満 (税込)に限る
試 作 品	試作品開発にかかる材料費、加工費、工芸事業	

開発費	者作業料 ※費用の妥当性は、類似商品等の販売価格・卸価格等比較により確認する。	
-----	---	--

(3) 観光消費促進事業

経費	内容	備考
旅費	イベント主催者が、離島等で出展説明会の開催、トークイベント登壇者やワークショップ実施者、出展者等と調整等に出張する経費	
専門家謝金	工芸品の理解促進・販売促進等、外部専門家活用にかかる謝金	
広報費	ニュースリリース、フリーペーパー、観光施設等でのチラシ設置、SNS 広告費等。特に観光客誘客を図るもの。 (広報素材の写真撮影・デザイン料含む)	
装飾費 設営費	会場のデザイン・設営費 装飾品・展示サンプル品購入費 等	物品購入は 1 件あたり 30,000 円未満(税込)に限る
印刷製本費	ポスター・チラシ・DM 印刷	
消耗品費	文具、関連書籍購入等	1 件あたり 30,000 円未満(税込)に限る

- ・補助金交付決定通知書を受ける前に発注・契約した経費は、補助対象外になります。
- ・補助申請書に記載した事業完了日までに支払いまで完了していない経費も、補助対象外になります。
- ・消費税および地方消費税は除きます。
- ・旅費は、搭乗者・搭乗便がわかる領収書、搭乗レシート原本、ホテルパックは行程表が必要です。その他経費は、①見積書(または料金表)、②請求書、③支払が証明できるもの(領収書・振込確認など)が基本的な経理書類です。
- ・補助事業者が支払った証拠がある経費(税抜き)から補助率(2/3)を計算します。
- ・提出した積算以外の内容や経費を予定する場合は、補助対象となるかどうか事前に確認を。

10 応募方法

提出期限(第一次期限 4/22(火)、第二次期限 5/23(金) 15:00)までに、必要書類をレターパック等による郵送もしくは株式会社 CSD コンサルタンツへ持参にてご提出ください。

- ア 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 1】
- イ 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 2】
- ウ 事業スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 3】
- エ 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 4】
- オ 事業所概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 5】
- カ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 6】
- キ 質問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 7】

ク 定款。個人事業主の場合は開業届

ケ 直近3年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類

コ 直近の納税証明書

○法人の場合

①「法人税」及び「消費税及地方消費税費税」その3の3（国税）、②法人事業税・法人県民税（県税）、③法人市町村民税（市町村税）。

○個人事業主の場合

①「申告所得税及復興時特別所得税」及び「消費税及地方消費税」その3の2（国税）、②個人事業税（県税）、③市町村県民税（市町村税）

県内工芸事業者グループとして申請する場合は、各事業者毎に、オ、カ、ク、ケ、コを提出すること。

本募集要項等に関して質問がある場合には、質問書【様式7】を電子メール又はFAXによって下記期限までに提出してください。

①第一次締め切り分への応募 4/16（水）15:00 まで

②第二次締め切り分への応募 5/14（水）15:00 まで

11 公募期間

第一次：令和7年4月9日（水）～4月22日（火）

（1）販売促進強化・販路拡大支援事業、（3）観光消費促進事業に該当する事業のうち、5月～7月に実施予定があるものを対象とします。

※書類提出の締切日時は4月22日（火）15:00 までとなります
（持参又はレターパック等による郵送・厳守）

第二次：令和7年4月23日（水）～5月23日（金）

※書類提出の締切日時は5月23日（金）15:00 までとなります
（持参又はレターパック等による郵送・厳守）

提出先 株式会社CSDコンサルタンツ

〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客4丁目13番1号

浦添市産業振興センター結の街503号室

TEL：098-878-7020

（平日9:00～17:00※12:00～13:00 除く）

FAX：098-878-7021

E-mail：shimakougei@csd-c.co.jp

12 審査及び結果通知

【資格審査】

応募された提案書類は、県及び株式会社CSDコンサルタンツで応募要件を満たしているかを審査します。応募要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。資格審査では適宜事実確認、現場確認、ヒアリング調査等を行います。

【書面審査】

資格審査を通過した申請については、株式会社CSDコンサルタンツが設置する外部有識

者等により構成する「審査委員会」において審査を行います。補助対象事業の適格性について、事業内容、事業効果、売上規模、専門性、実施体制・事業管理体制、積算内訳等の審査基準に基づき審査します。なお、(2)商品プロデュース支援事業については、県及び株式会社CSDコンサルタントが必要と判断した場合は、申請者と調整の上、審査会で企画内容の説明を求めることがあります。

県及び株式会社CSDコンサルタントは、審査委員会の審査結果を踏まえ、採択者を決定し通知します。なお、審査は非公開で行います。審査内容に関する問い合わせには応じられません。

13 補助事業者の義務

この補助金を受けようとする事業者は、次に掲げる事項について遵守する義務があります。

- (1) 補助事業の内容(軽微な変更※1を除く)または事業に要する補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更(軽微な変更※2を除く)する場合は、あらかじめ所定の様式により沖縄県知事の承認を受ける必要があります。当初の見積もりを行う際には十分に検討して下さい。

※1-ア 事業目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合

※1-イ 事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

※2 各配分額の20%以内の流用増減を除く。

- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめ所定の様式を提出し、沖縄県知事の承認を受ける必要があります。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに所定の様式により沖縄県知事に報告し、その指示を受ける必要があります。
- (4) 補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、商標権等の産業財産権を取得した場合、またはこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく所定の様式により沖縄県知事に届け出なければなりません。
- (5) 補助事業の実施中または完了後一定期間内に、当該補助事業に基づく産業財産権を取得した場合、その産業財産権の譲渡または実施権の設定及び当該補助事業に基づく成果の他への供与による収益が生じたときは、収益状況報告書を沖縄県知事に提出しなければなりません。
- (6) (5)の報告に基づき相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を沖縄県に納付させることがあります。
- (7) 取得した機械、器具、備品及びその他の財産について、取得財産等管理台帳及び取得財産等管理台帳明細表を備え、管理するとともに、取得価格または増加価格が1件当たり50万円以上については、補助事業完了後も沖縄県知事の承認を得ないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付または担保に供してはなりません。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を沖縄県知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部または一部を沖縄県に納付させることがあります。
- (9) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材、機材等は、事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用又は運営を図らなければなりません。

- (10) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければなりません。
- (11) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿および証拠書類について補助事業を廃止した日または補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、沖縄県知事から要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保管する必要があります。
- (12) 補助事業の遂行及び収支の状況、又は補助事業に係る成果等について、補助事業を完了した日または補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、沖縄県知事から求められたときは、速やかに所定の様式により報告しなければなりません。
- (13) 補助事業が完了((1)2 の廃止承認を含む)したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定に係る年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を沖縄県知事に提出しなければなりません。
- (14) 沖縄県知事が行う補助事業の成果公表について、補助事業者は協力しなければなりません。